

報告事項 7

垂水区中学生自死事案に関する報告について

垂水区中学生自死事案に関する件について、以下のとおり報告する。

平成30年 8 月 6 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

○平成30年 7 月 25 日 弁護士調査報告書についての追補

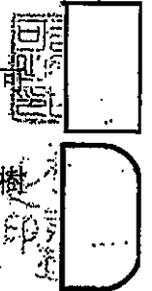
平成30年7月25日

神戸市教育委員会 御中

調査報告書についての追補

弁護士 羽 田 由

弁護士 村 上 英



平成30年6月1日「調査報告書」について、下記の通り追補をする。

記

第1 第三者委員会の調査報告書について

- 1 「手書きメモ1」「手書きメモ2」及び「教頭メモ」（以下、「本件メモ等」という。）の内容が、第三者委員会の調査報告書に反映されているかについての聴取結果

当職らは、この点について、「第三者による詳細調査のための有識者による委員会（神戸市いじめ問題審議委員会）」の委員（添田晴雄現委員長ほか4名）に対する聴き取りを行った。

同委員らによれば、次の通りである。

（第三者委員からの聴取内容）

- ・ 平成28年10月11日の図書室での面談があったことを当初から情報として把握しており、同面談に来た生徒6名に対しては詳細な聴取をした。
- ・ 図書室での面談に関するメモ類が元々は存在していたことも念頭に置いて聴取をした。
- ・ 本件メモ等の記載内容に相当する事実を第三者委員会が情報として把握し

たか否かと、第三者委員会の報告書の表現がどのような記載になっているかとは区別される問題である。従って、本件メモの記載を見ていたとしてもその全てを報告書に記載するわけではない。

・ 本件メモ等そのものが第三者委員会の記録になったものではないから、本件メモ等に記載された生徒の固有名詞等の全てがそのまま情報として第三者委員会に伝わっていたわけではないが、生徒6名に対する聴き取り調査等によって報告書を作成するにあたって必要となる情報は概ね把握できたものと考えられる。

・ 実際に、当時第三者委員会に提供され資料とされるべきであった本件メモ等を参照できない状態での調査となったことから、本件メモ等の内容が第三者委員会の調査報告書に反映されていると評価できるかどうかの点についても、今後立ち上げられることになっている再調査委員会の調査に委ね、その判断を尊重したい。

(聴取内容以上)

2 第三者委員会の調査報告書にメモが「破棄」されたと記載された理由についての聴取結果

同委員らによれば、次の通りである。

(第三者委員からの聴取内容)

・ 同委員会の調査過程で、平成28年10月11日面談について、メモが元々存在したこと、しかし既に存在しない状況である、と教育委員会事務局から報告を受けていた。

・ 学校に元々存在した文書が、その後存在しない状況になった、ということから「処分」ないし「破棄」されたのであろうと推測した。ここでいう「処分」と「破棄」とは同義である。

・ 平成29年3月28日に生徒 に対する聴取調査の際、先生たちがノートにメモを取っていたものを「捨てた」と聴取しており、そのこと

も報告書に「処分」ないし「破棄」と記す方向に働いた可能性がある。

(聴取内容以上)

第2 追加聴取の結果など

1 同「調査報告書」13頁下から4行目及び23頁9行目について

□前校長は、当職らの当初の聴取において、□首席と□主事が自宅を訪問した日に関しについて平成29年9月1日である旨回答していた。

しかし、□前校長は、後日、この日に関しが9月1日というのは誤りで正確には9月6日である旨を述べている。

2 同「調査報告書」12頁下から4行目について

□カウンセラーは、第三者委員会の調査報告書の検討をした時期について、自身は9月以降に初めて調査報告書を読んだ旨を述べている。

3 同「調査報告書」30頁9行目から11行目について

「教頭メモ」について添付資料3の部分を含みそれ以降の日の出来事も含めた同形式でまとめられた活字のメモのコピー（平成29年1月の日付あり）が複数、□中学校が理科室に保管していた本自死案件の記録中から発見されている。

ただし、同コピーが、同中学校の職員間でどの程度共有されていたかは不明であり、同「教頭メモ」について全く見たことがないという教員も存在した。

4 □前校長の意見

□前校長から、「手書きメモ1」「手書きメモ2」について遺族に対して存在しない旨の回答をした際の心情について、添付資料「陳述書」のとおり意見があった。

5 □指導主事に対する聴取

平成28年10月11日□中学校に赴いていた指導主事の一人である□

□氏に対して追加聴取を行った。

□氏の述べたところによれば、

- ・ 10月11日には同校に赴き、夜の「学年打ち合わせ」にも出席したと思う。
- ・ 「手書きメモ1」「手書きメモ2」については見た記憶がない。
- ・ 図書室での生徒との面談について、そのような話題が出ていた記憶はない。とのことであった。

以上

添付資料

陳述書（2018年7月13日 □）

陳述書

羽田由可先生

村上英樹先生

2018年7月13日

- 1 先生方が平成30年6月1日付で神戸市教育委員会に提出された調査報告書の内容について、私の考えを述べさせていただきます。

先ず始めにこの報告書で本件メモの隠蔽が神戸市教育委員会の指示によるものであったという事実を認めていただいたことについて敬意を表しますが、この報告書に記載された私の思い、考えに関する記述は、事実と異なるものです。

- 2 本件報告書の概要版の4頁2行目には「一方、□校長は、事故後5ヵ月近く経過した時点で同メモの存在を明らかにした場合の遺族の反応を心配し、できれば同メモがないことにしてやり過ごしたいという思いを有していた模様である。」と書かれ、本件報告書26頁10行目にも「一方、□校長は、遺族との関係をできるだけ平穏のうちに運びたいという思いを有しており、事故後5ヵ月近く経過した時点で同メモの存在を明らかにした場合の遺族の反応を心配したため、できれば同メモがないことにしてやり過ごしたいという思いがあったことが認められる。結果として、上記の□の考えと□校長の思いが一致する形で、最終的に、3月6日、□校長（当時）が遺族に対して、上記面談の資料乃至メモは存在しない旨を回答することになったことが認められる。」などと書かれており、他にもこの報告書には私自身がメモの存在を遺族に隠したいと思っていたという趣旨の記述が複数、存在します。

しかし、5月11日の聴取において、私は「本件メモの存在を遺族に隠したい」「できればメモをないことにしてやり過ごしたい」という発言はしていま

せん。そう思ったことは一度もありません。報告書に私が発言していないことが記載されているということは誠に遺憾です。

3 7月6日の再聴取の際、何故、このような記述がなされたのかを先生方に質問をさせていただきました。これに対する先生方の回答は、①、これらの記述は私が述べたことではなく、先生方の推測を書かれたものである。②、その推測の内容は私が遺族に対してメモは存在しないと通知した以上、私に何かそのようなことをする理由があったはずだ。③、この点、私は遺族から様々な非難を受けるのは辛いと述べていた。④、だから私はメモが提出されることで遺族から非難されるのを避けたいと思ったはずである。⑤、これが、私がメモをないものにしたいと考えた理由だと推測できる—というような内容でした。しかし、失礼ながら先生方のこの推測と、私がお伝えした内容は大きく食い違っています。以下にどこが食い違っているかを説明させていただきます。

4 私が遺族に対しメモは存在しないと通知したのは一にも二にも教育委員会から「メモはなかったことにする」という指示があったからです。それ以外の理由など存在しません。

一般の方はご存じないかもしれませんが、校長というのは教育委員会に対して自分の考えや意見を述べることはできますが、教育委員会が決定した方針に従わないという選択を取ることはできません。教育現場をあくまで知る者として個人的感情などにとらわれず、最後は教育委員会の指示に従う、それが校長の職責なのです。

5 また、5月11日の聞き取り調査の際に、私は「開示請求の時に出さなかったものを後から出せば、遺族の強い非難があったと思う」という趣旨の発言をしていますが、その後に「それは感情の話であり、どれだけ遅れても出すことが誠実な対応であるという気持ちを強くもっていた」という発言をしています。このように、私は「遺族から様々な非難を受けることは辛い」と確かに話していますが、同時に「メモを出すことが誠実な対応である」ともお伝えしていま

す。このように申し上げているのに何故「私にできれば同メモがないことにしてやり過ごしたい」という思いがあったことが認められる」などという推測ができるのでしょうか。

私は遺族が情報公開請求をしたことを知らされていませんでした。もし、その時点で市教委から連絡があり、資料を出すよう指示を受ければ、メモやその他の資料を全て提出できていました。その連絡さえ受けていれば、このようなことにならなかったのに、という思いを今も強くもっています。

- 6 学校現場を離れてもなお、毎日のように頭をよぎるのは、亡くなられた生徒、そしてご遺族の方々への贖罪の思いです。このようなことは、二度と繰り返されてはなりません。そのためには、真実に基づいた調査・議論が必要です。そのような思いから、本陳述書を提出させていただきます。

以上